

市営住宅の入居者を募集

受け付けは12月1日から  
15日まで

市では、市営住宅の入居者を次の通り募集します。

申込資格は次の要件を全て満たす人

○住宅に困っている

○同居しようとする親族がいる

○所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8,000円以下

(高齢者・障がい者・子育て世帯は21万4,000円以下)

入居を募集する市営住宅

団地名(所在地)	募集戸数	間取り	入居人数
北団護台 (団護台1385-1)	1(4階)	3DK(和6、6・洋6)	3人以上
	1(5階)	3DK(和6、6・洋6)	3人以上
中団護台 (団護台2-3-1)	1(2階)	3DK(和6、6、4.5)	2人以上
南団護台(新築) (団護台1254-2)	2(1階)	1DK(和6)	1人以上
	3(1階)	2DK(和6、6)	2人以上
	1(1階)	2LDK(車イス対応)	身体障害者世帯
	3(2階)	1DK(和6)	1人以上
	2(2階)	2DK(和6、6)	2人以上
	1(2階)	3DK(和6、6、6)	3人以上
	3(3階)	1DK(和6)	1人以上
桜川(三里塚248)	1(4階)	3K(和6、4.5・洋3)	1人以上
名木(名木931)	1(平屋)	3K(和6、6、4.5)	2人以上

\*入居可能日は、団地や部屋ごとに異なります。募集住宅見学会を、12月5日(月)に予定しています。ただし、南団護台団地は、現在工事のため、見学会は行いませんが、間取り図と写真を建築住宅課で見ることができます。

○市内に続けて6カ月以上、居住しているか勤務先がある

○市税を滞納していない

○申込者・同居しようとする親族が暴力団員でない

○連帯保証人がいる

○家賃を希望する住宅や、世帯の所得額によって異なる

○申込書配布場所は建築住宅課(市役所5階)、下総・大栄支所

○受付期間は12月1日(木)～15日(木)

(土・日曜日を除く)

○受付場所は建築住宅課

○※くわしくは建築住宅課(☎20-1564)へ。

狩猟解禁

マナーを守って  
事故防止

11月15日(火)から狩猟が始まります。ハンターの皆さんはマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。狩猟区域内では、目立つ色の服の着用やラジオの携帯など、事故防止に努めてください。

○狩猟期間は2月15日(水)まで

○※くわしくは県自然保護課(☎043-2223-2972)へ。

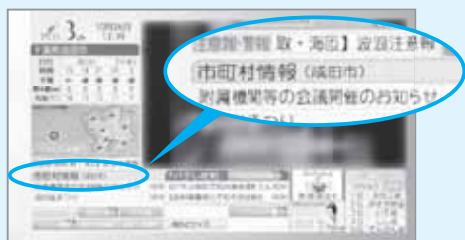
市の情報を千葉テレビのデータ放送で

市では、千葉テレビのデータ放送を利用し、市のお知らせ・イベントや最寄りの避難所などの情報を発信しています。簡単なリモコン操作で見ることができますので、千葉テレビを視聴するときはぜひ利用してください。

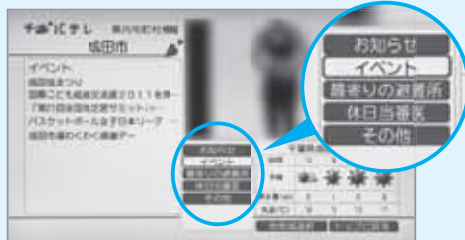
リモコン操作の手順



1 千葉テレビの視聴中に、リモコンのデータ放送のボタン(dボタン)を押す。  
\*機種によりdボタンの位置は違います。



2 上(▲)・下(▼)・左(◀)・右(▶)ボタンを押し、メニュー画面から「市町村情報(成田市)」を選ぶ。



3 お知らせ・イベントなどから、見たい情報を選んで「決定」ボタンを押す。

4 元の画面に戻りたいときは、「戻る」ボタンを押す。

※くわしくは広報課(☎20-1503)へ。

【10月16日～31日】

16日	健康福祉まつり<8020運動 よい歯のコンクール表彰式> 国際こども絵画交流展2011表彰式
19日	職員訓示
20日	市表彰審査委員会 全国消防長会警防防災委員会
21日	全国地芝居サミットin成田実行委員会
22日	成田弦まつり
23日	消防操法大会 日韓親善民間交流サッカー大会 成田市友好訪問団結団式
24日	県道成田神崎線整備促進期成同盟要望活動 東北復興支援成田市民号実行委員会 成田赤十字病院運営協議会
25日	成田エアポートツーデーマーチ実行委員会 10月香取広域市町村圏事務組合議会定例会
26日	農業青年団体 農政座談会
27日	市老連 秋季グラウンド・ゴルフ大会 知事と市町村長との意見交換会
30日	成田～旭川線就航記念 北海道旭川市訪問
31日	決算特別委員会(～11/1)



よい歯のコンクールであいさつ(16日)

## 一般家庭用の集積所には出せません

### 事業所ごみ

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生するごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。

いずみ清掃工場またはリサイクルプラザ(下総・大栄地区は伊地山クリーンセンター)へ直接自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなどしてください。

### 下総・大栄地区を除く地区

分別方法Ⅱ「燃やせるごみ」「ビン・ニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、業務用推奨袋か半透明の袋へ

### 処理方法

○ごみ処理施設へ直接自己搬入す

る場合

- ・「燃やせるごみ」：いずみ清掃工場(☎36・1689)へ
- ・「ビン・ニール・プラスチック類」

：直接搬入できないので、許可業者に委託

- ・「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」：リサイクルプラザ(☎36・1000)へ

○許可業者に委託する場合

・成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ

### 下総・大栄地区

分別方法Ⅱ「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋へ

### 処理方法

○ごみ処理施設へ直接自己搬入する場合(市役所2階クリーン推進課、下総・大栄支所農産土木課で発行する搬入券が必要)

・「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃

ごみ」：伊地山クリーンセンター(☎0478・59・2148)へ

- ・「ペットボトル」：直接搬入できないので、許可業者に委託
- 許可業者に処理を委託する場合
- ・成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区)へ

### 産業廃棄物の処理

事業活動で発生する「産業廃棄物」は、市では処理できません。

事業者は自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託するなど適正に処理してください。くわしくは県印旛地域振興事務所地域環境保全課(☎043・483・1138)または県廃棄物指導課指導企画室(☎043・223・2757)へ問い合わせてください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

## 事件や事故の被害に遭った人を対象に

### 相談窓口

千葉県警察本部では、犯罪や交通事故の被害者やその遺族・家族に対し、次の相談窓口を設けていますので、利用してください。

○相談サポートコーナー(☎043・227・9110・携帯電話

話からの場合には#9110)  
○少年センター(☎0120・783497)

○女性相談所(電車内の痴漢など)  
(☎0120・048224)  
○暴力団相談(☎043・254・8930)

※警察署でも各種相談を行っています。まずくわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

## 市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
小中学校(40カ所)	10/3～10/12	0.06～0.23	0.05～0.24	0.05～0.24
保育園・幼稚園など(31カ所)	10/3～10/12	0.07～0.17	0.08～0.17	0.07～0.17
子どもの遊び場(44カ所)	10/5～10/7	0.08～0.18	0.08～0.20	0.07～0.21
公園(138カ所)	10/18～10/26	0.07～0.15	0.06～0.15	0.06～0.21
体育施設(37カ所)	10/12～10/14	0.05～0.24	0.06～0.25	0.06～0.26
成田市役所(花崎町)	10/12	0.12	0.14	0.17
	10/17	0.13	0.14	0.12
	10/24	0.15	0.16	0.16
下総支所(猿山)	10/12	0.14	0.15	0.15
	10/24	0.17	0.17	0.18
大栄支所(松子)	10/12	0.12	0.12	0.11
	10/17	0.12	0.12	0.12
	10/24	0.13	0.14	0.13
大清水 大気測定局(遠山中 敷地内)	10/12	0.10	0.11	0.10
	10/17	0.12	0.11	0.12
	10/24	0.13	0.14	0.14
幡谷 大気測定局(久住体育館 隣り)	10/12	0.12	0.12	0.14
	10/17	0.12	0.13	0.14
	10/24	0.15	0.15	0.17

※各施設の測定場所ごとの測定値は、市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

小中学校の通学区域

指定学校変更や区域外就学が可能です

市立の学校に就学する児童・生徒は、あらかじめ定められた通学区域(学区)の学校に通学することが原則となっています。

ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し立てにより指定学校

変更や区域外就学が認められることがあります。

○指定学校変更：市内に住む児童・生徒に対して、定められた学区以外の市立小中学校への通学を認める制度

○区域外就学：市外に住む児童・生徒に対して、成田市立小中学校への通学を認める制度

指定学校変更や区域外就学の要件は左表の通りです。

指定学校変更・区域外就学の要件

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全を確保する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合	○	○
児童ホームに通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
最終学年(小6・中3)になってからの住所変更がある場合	○	○
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合	○	○
日本語指導などの支援を必要とする場合	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
市外転居で心身への多大な悪影響が懸念される場合	—	○
小中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合	○	—
小中学校へ入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する場合	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する場合	○	—
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	—
兄弟姉妹の特別支援学級就学に伴う場合	○	—
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合(注1)(注2)	○	—

(注1)学校の収容力などにより、制限があります  
 (注2)成田市立中学校に新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります

新年度からこの制度を利用したい人は、早めに申し出てください。

申し出が遅くなると、就学前児童を対象とした学校での行事に参加できないことがあります。

学区は学務課ホームページ  
<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/gakumu/gakumuhit>  
 (三)に掲載しています。  
 ※くわしくは同課(☎20-1581)へ。

青色申告決算などの説明会

対象者は参加を

成田税務署では、所得税の青色申告決算書の作成や消費税・地方消費税などの説明会を行います。

期日と会場：12月1日(木)・中央公民館講堂、12月2日(金)・印西市役所3階大会議室、12月5日(月)・佐倉市志津コミュニティセンターホール、12月6日(火)・印旛合同庁舎2階大会議室(佐倉市)

時間：午後1時30分～3時30分  
 ※くわしくは成田税務署個人課税第一部門(☎28-5151 内線211・音声案内で「2」番を選択)へ。

環境美化運動

ごみの収集で住みよいまちに

12月4日(日)を基準日として、市内各地域で「ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく」を合言葉に、環境美化運動が実施されます。道路や公園などに投げ捨てられた瓶、缶、散乱ごみの収集などを行いますので、皆さま

下水道の使用人数

変更があるときは必ず連絡を

んぜひ参加してください。  
 ※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

井戸水を利用している世帯の下水道使用水量は、一人1ヵ月当たり7立方メートル使用したものと計算します。水道水と井戸水併用の場合は、下水道の使用水量に井戸水分として一人1ヵ月当たり3・5立方メートルを加えます。

転居などにより使用人数が増減がある場合、必ず下水道課(☎20-1553)に連絡し、変更手続きをしてください。  
 ※くわしくは同課へ。

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

- ①国民健康保険税(第5期)
- ②後期高齢者医療保険料(第5期)
- ③介護保険料(第5期)

納期…11月16日(水)～30日(水)

※くわしくは①②保険年金課(☎20-1526)、③介護保険課(☎20-1545)へ。